千葉市ケアラー支援条例（案）に関する市民意見の概要と市議会の考え方（令和８年１０月１日現在）

資料２

※１　意見の概要については、趣旨を損なわない範囲で原文を一部要約・修正して掲載しているものがあります。

※２　引き続き法的な整合性等の確認を実施するため、条例発議の提出時には内容が一部修正される場合があります。

No.	提出方法	項目	意見の概要	市議会の考え方	条例(案)への反映
1	電子メール	条例趣旨	介護と育児が重なるダブルケアラーの方が、周囲に相談できず孤立してしまう事例があると聞きます。条例内で「ダブルケア」に言及し、ダブルケアラーに向けた政策を実施いただけるとわかれば、市民にとって大変心強いと思います。「さいたま市ケアラー支援条例」の前文が参考になるかと存じます。	「ダブルケアラー」に対する支援の重要性は十分認識しており、本条例において「ケアラー」として支援の対象としておりますので、本条例の基本理念に基づき、必要な支援が適切に推進されるものと考えています。	―
2	電子メール	定義	「ヤングケアラー」「若者ケアラー」は定義をしているが、圧倒的に数が多いのは「老々介護」ではないか？条例趣旨が「すべてのケアラーが希望を持って、自分らしく暮らすことができる地域社会を目指して、この条例を制定します。」であれば、「老々介護のケアラー（高齢ケアラー？）」の定義が必要と考える。	「老々介護を行うケアラー」に対する支援の重要性は十分認識しており、本条例において「ケアラー」として支援の対象としておりますので、本条例の基本理念に基づき、必要な支援が適切に推進されるものと考えています。	―
3	電子メール	定義	子育て世代で介護も担う「ダブルケアラー」や仕事と介護の両方を担う「ビジネスケアラー」についても、定義に入れてはどうか？	「ダブルケアラー」や「ビジネスケアラー」に対する支援の重要性は十分認識しており、本条例において、これらの方々も「ケアラー」として支援の対象としておりますので、本条例の基本理念に基づき、必要な支援が適切に推進されるものと考えています。	―
4	電子メール	定義	「ワーキングケアラー」は、「ケアラー」に入りますか？介護のための離職は悲しいです。ぜひ定義していただきたい。	「ワーキングケアラー」に対する支援の重要性は十分認識しており、本条例において「ケアラー」として支援の対象としておりますので、本条例の基本理念に基づき、必要な支援が適切に推進されるものと考えています。	―
5	電子メール	基本理念	「人として」とありますが、「人間として」に変えた方が良いのではないでしょうか？「人」は単に動物でない「ひと」を表すようですが、「人格を伴った人」としての「人間」を言葉として使った方が良いのではないでしょうか？	ご意見を踏まえ、条文では「人として」を「人間として」に修正いたします。	○

No.	提出方法	項目	意見の概要	市議会の考え方	条例(案)への反映
6	電子メール	基本理念	現在、相談窓口としては基幹相談支援センターを中心として様々な相談窓口があり、障害程度がはっきりしていれば対応してくれますが、障害があっても通院歴や障害認定のない制度の狭間にある方は、なかなか対応してもらえません。本条例の具体化に当たり、このような方々もケア対象者として支援していただけるよう、切に要望します。	本条例の基本理念として、「すべてのケアラーとケア対象者が、一人の人として大切にされ、健康で文化的な生活を送ることができるようにします。」としております。制度の狭間にある方もケア対象者として、社会全体で支えることができるよう、施策が推進されるものと考えています。	ー
7	電子メール	市の責務	「市は、ケアラー支援の取組を総合的かつ計画的に進めます。」とあるが、さらに進んで「市は、ケアラー支援の取組を、関係部署が連携しながら総合的かつ計画的に進めます」と記載してはどうか？ （「体制の整備」に「市は、ケアラー支援の取組を進めるに当たって、関係部局が横断的に連携し、協議するための話し合いの場を設けます。」があるが、話し合いだけでなく、責任をもって進めていただきたいと考えるため。）	ケアラー支援を進める上での「総合的」という言葉には、ご意見をいただいた「関係部署が連携し」という趣旨を含んでおります。 また、「体制の整備」では「市は、ケアラー支援の取組を進めるに当たって、関係部局が横断的に連携し」だけでなく、「適切な対応を行うよう努めます。」としており、話し合いだけで終わらず、施策を推進することも求めています。	ー
8	電子メール	学校等の役割	「・学校等は、ヤングケアラーや若者ケアラー本人～支援が必要なのかを把握するよう努めます。」となっていますが、把握した後のことが書かれていません。また、「・学校等は、支援を必要としているヤングケアラーや若者ケアラーから、教育や福祉について相談を受けたときは、その相談に応じるよう努めます。」というのは、相談に乗るのは本人の申し出があったら、という表現に読めてしまいます。「把握したうえで、関係機関との連携を進め対応する」という文言がないと、実行性が薄いのではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、条文では「学校等はヤングケアラーや若者ケアラーの把握、及び早期に関係機関と連携が図れるよう努める」ことが伝わる表現に致します。	○

No.	提出方法	項目	意見の概要	市議会の考え方	条例(案)への反映
9	電子メール	ケアラー支援に関する施策	「ケアラー同士が交流できる場をつくるなど、ケアラーがお互いに支え合う活動を応援します。」とあるが、「応援」と「支援」はどう違うのか？交流の場について、運営の体制や会場の確保などの課題もあるので、見守るだけでなく、できれば「支援」していただきたいと考える。	ご意見を踏まえ、条文では「応援」ではなく「支援」の趣旨が伝わる表現にいたします。	○
10	電子メール	広報及び啓発	学校等が明記されていませんが、何か理由があるのですか？教育機関においては、児童、生徒、学生の段階がありますが、彼らにも啓発が必要ではありませんか。保護者も対象にしてほしい。	児童・生徒・学生、その保護者も含めた市民等、事業者、関係機関への広報や啓発を行うものと考えています。	ー
11	電子メール	体制の整備	「その取り組み状況について検討し」という文言の意味がよくわかりません。ほかの表現にするか、「その取り組み状況について検討し」は無くしてしまってもいいと思います。	文言の意味としては「話し合いの場を設け」「話し合いの場でケアラー支援の取組状況を検討し」「適切な対応を行うよう努める」という趣旨になります。 ご意見を踏まえ、条文では文意が伝わる表現にいたします。	○
12	電子メール	体制の整備	「市は、…、市、関係機関、民間支援団体…努めます。」とあります。条例の趣旨にのっとり、ケアラーやケア対象者の声を直に反映できる、民間支援団体、つまり24時間共に生活する我々家族会の声を反映していただきたいです。家族会は、親の立場、配偶者の立場（パートナー含む）、きょうだいの立場、子どもの立場などいろいろです。	本条例の趣旨として、「ケアラーやケア対象者の声を市の取組に反映し」としております。家族会の声も市の取組に反映し、誰一人取り残すことなく、すべてのケアラーが希望を持って、自分らしく暮らすことができる地域社会を目指して、本条例を制定・推進するものと考えています。	ー
13	電子メール	その他	「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」では、第14条にて定期的な調査を行う旨を規定しています。千葉市でも定期的な実態把握のため、調査に関する規定が必要と考えます。可能でしたら、例えば2年に1回など、調査頻度についても定めていただきたいです。	市の責務では「ケアラーの早期発見に努める」ものとしており、必要に応じて調査が行われることも含んでおります。 なお、適切な調査頻度の検討は現状行えていないことから、今回の条例に調査頻度を規定することは考えておりません。	ー

No.	提出方法	項目	意見の概要	市議会の考え方	条例(案)への反映
14	電子メール	その他	ケアラーのうち、最近気になるのは「老々介護によって、男性のケアラーが追い詰められて、死を選ぶ事件が発生していること」と「きょうだいケアラーの問題」です。 高齢男性の孤立化は、ケアラーかどうかだけではないとは思いますが、女性に比べて、極端で深刻なので、これからの重要な課題になると思います。 「きょうだいケアラー」については、当事者に聞いてみないとわかりませんが、同じ境遇の方同士が語り合える場をつくることも支援の一つではないかと思います。きょうだいが憎み合うことにならないように予防したいものです。	「老々介護を行うケアラー」や「きょうだいケアラー」に対する支援の重要性は十分認識しており、本条例において「ケアラー」として支援の対象としておりますので、本条例の基本理念に基づき、必要な支援が適切に推進されるものと考えています。 また、同じ境遇の方同士が語り合える場をつくることについては、「ケアラー支援に関する施策」に記載しており、適切に推進されるものと考えています。	―